

東かがわ市告示第39号

東かがわ市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月25日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付要綱（令和元年東かがわ市告示第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>東かがわ市家具類転倒防止<u>対策等</u>促進事業補助金交付要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地震発生時の<u>屋内防災対策</u>を促進するため、<u>家具類転倒防止器具等</u>を購入し、<u>居住する住宅</u>に設置する者に対して、<u>予算の範囲内</u>において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この要綱において、「<u>器具等</u>」とは、家具類の転倒を防止するためのL型金具、連結金具、ポール式器具、ベルト式器具、ストッパー式器具、マット式器具、扉開放防止器具、収容物落下防止器具、<u>ガラス飛散防止フィルム</u>その他市長が認めるものをいう。</p> <p>3 この要綱において「<u>感震ブレーカー</u>」とは、一定以上の地震の揺れを感じた場合に、自動的に電力供給を遮断する装置をいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 市内に住所を有し、自らが居住する市内の住宅に<u>器具等又は感震ブレーカー</u>を設置すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(補助対象経費)</p>	<p>東かがわ市家具類転倒防止<u>対策</u>促進事業補助金交付要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、地震発生時に<u>備え</u>、市民が自らの命を守るための<u>家庭における防災対策</u>を促進するため、<u>家具類転倒防止器具</u>を購入し<u>居住する住宅</u>に設置する者に対して、<u>予算の範囲内</u>において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この要綱において、「<u>器具</u>」とは、家具類の転倒を防止するためのL型金具、連結金具、ポール式器具、ベルト式器具、ストッパー式器具、マット式器具、扉開放防止器具、収容物落下防止器具その他市長が認めるものをいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。</p> <p>(1) 市内に住所を有し、自らが居住する市内の住宅に<u>器具</u>を設置すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(補助対象経費)</p>

改正後	改正前
<p>第4条 補助の交付対象となる経費は、補助金の交付を受けようとする者が、自ら居住する住宅に設置する器具等又は感震ブレーカーの購入に要した経費（申請の日に属する年度内に購入したものに限る。）とする。</p> <p>（補助金の額等）</p>	<p>第4条 補助の交付対象となる経費は、補助金の交付を受けようとする者が、自ら居住する住宅に設置する器具の購入に要した経費（申請の日に属する年度内に購入したものに限る。）とする。</p> <p>（補助金の額等）</p>
<p>第5条 器具等又は感震ブレーカーに係る補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、それぞれ1万円を上限とする。</p>	<p>第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、5,000円を上限とする。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 補助金の交付は、器具等又は感震ブレーカーの購入それぞれについて、1世帯につき1回限りとする。</p> <p>（交付申請及び実績報告）</p>	<p>3 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。</p> <p>（交付申請及び実績報告）</p>
<p>第6条 申請者は、東かがわ市家具類転倒防止対策等促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第6条 申請者は、東かがわ市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。</p>
<p>2 申請者は、器具等及び感震ブレーカーの交付申請を同時に、又は別に行うことができる。</p> <p>（交付の決定等）</p>	<p>（交付の決定等）</p>
<p>第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは交付の決定及び補助金の額を確定し、東かがわ市家具類転倒防止対策等促進事業補助金交付決定・確定通知（様式第2号）により、申請者に通知する。</p>	<p>第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは交付の決定及び補助金の額を確定し、東かがわ市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付決定・確定通知（様式第2号）により、申請者に通知する。</p>

改正後

改正前

様式第1号 (第6条関係)

様式第1号 (第6条関係)

年 月 日

年 月 日

東かがわ市長 様

東かがわ市長 殿

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

東かがわ市家具類転倒防止対策等促進事業補助金
交付申請書兼実績報告書

東かがわ市家具類転倒防止対策促進事業補助金
交付申請書兼実績報告書

東かがわ市家具類転倒防止対策等促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。
なお、本事業の対象者であることを確認するため、私の住民基本台帳及び私の世帯の市税等の記録を調査することに同意します。

東かがわ市家具類転倒防止対策促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。
なお、本事業の対象者であることを確認するため、私の住民基本台帳及び私の世帯の市税等の記録を調査することに同意します。

記

記

1. 補助対象経費及び補助金交付申請額

区 分	補助対象経費	補助金申請額
家具類転倒防止器具等	円	円
感震ブレーカー	円	円
合 計		円

1. 補助対象経費 円
2. 補助金交付申請額 円
3. 補助金の振込先

2. 補助金の振込先

金融機関、支店名	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
(フリガナ) 名 義 人	()

金融機関、支店名	
口 座 種 別	
口 座 番 号	
(フリガナ) 名 義 人	()

3. 添付書類

- (1) 器具等・感震ブレーカーの取付け後の状況がわかる写真
(2) 支出証拠書類（購入した器具の内訳および金額ならびに購入日が分かるもの）の写し
(3) 通帳の写し
(4) その他市長が必要と認める書類

4. 添付書類

- (1) 器具取付け後の状況がわかる写真
(2) 支出証拠書類（購入した器具の内訳および金額ならびに購入日が分かるもの）の写し
(3) 通帳の写し
(4) その他市長が必要と認める書類

※ 借家、アパートにお住まいの方は、必ず自己の責任において、所有者の同意をとった上で設置又は撤去を行ってください。

※ 借家、アパートにお住まいの方は、必ず自己の責任において、所有者の同意をとった上で設置又は撤去を行ってください。

改正後	改正前								
<p>様式第2号（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">東かがわ市長 印</p> <p style="text-align: center;">東かがわ市家具類転倒防止対策等促進事業補助金 交付決定・確定通知</p> <p>年 月 日付けで申請のあった補助金の交付及び額の確定について 次のとおり決定・確定したので、東かがわ市家具類転倒防止対策等促進事業 補助金交付要綱第7条の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>補助金交付決定及び交付確定額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">家具類転倒防止器具等</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">感震ブレーカー</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	家具類転倒防止器具等	円	感震ブレーカー	円	合 計	円	<p>様式第2号（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">東かがわ市長 印</p> <p style="text-align: center;">東かがわ市家具類転倒防止対策促進事業補助金 交付決定・確定通知</p> <p>年 月 日付けで申請のあった補助金の交付及び額の確定について、 次のとおり決定・確定したので、東かがわ市家具類転倒防止対策促進事業補助金交 付要綱第7条の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>補助金交付決定及び交付確定額 円</p>
区 分	金 額								
家具類転倒防止器具等	円								
感震ブレーカー	円								
合 計	円								

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 器具等の購入について、令和8年3月31日以前に補助金の交付を受けている者は、既交付額と改正後の補助金上限額の差額を上限として、1回に限り再申請することができる。